

財産形成貯蓄解約・払出請求書等記入要領

- 1 財産形成貯蓄、財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄解約・払出請求書（以下、「請求書」という。）中、選択肢のある項目については、該当する事項の□の中にレ印を付し、該当する事項だけ記入してください。
- 2 死亡又は障害、災害、疾病等による解約払出し、保険金給付等については、取扱金融機関等の担当者にお問い合わせください。
- 3 財産形成住宅貯蓄の一部払出しについては、次によってください。なお、提出書類については、「提出書類」欄の該当事項の□の中にレ印を付してください。
 - ア 住宅取得等後の払出し
 - ① 住宅の取得等に要した費用以下の金額（1回限り）を払い出すことができます。払出しができるのは、当該住宅の引渡日、又は増改築等の工事が完了した日から1年以内です。
 - ② 提出書類は、「住宅の登記事項証明書」又はその写し、「住民票の写し」のほか、住宅の購入・新築の場合は、「売買契約書」の写し又は「建設工事の請負契約書」の写し、増改築等の場合は、「建築物の確認済証」の写し（又は「検査済証」の写し、「建築士の増改築等工事証明書」の写し、「工事施工者の増改築等工事完了届」（増改築等の工事に要する費用が100万円以下の場合に限る））及び「工事の請負契約書」の写しが必要となります。
 - イ 住宅取得等前の払出し
住宅の取得等の前でも、「積立残高の10分の9相当額」か「住宅の取得等に要する費用」のいずれか低い額以下の金額（1回限り）を一部払い出すことができます。この場合、契約に応じ、「売買契約書」の写し（国税局・地方自治体の公売物件、裁判所の競売物件もしくは特別売却物件又は国有財産の売払物件に係る購入権の決定の通知書の写しを含む）、「建設工事の請負契約書」の写し又は「増改築等工事の請負契約書」の写しのいずれかの書類を提出してください。（なお、払出し日から2年以内かつ、住宅の取得等の日から1年以内に、ア②の提出書類（未提出のもの）を提出する必要があります。）
- 4 一部払出し後の積立を中断する場合には、別途変更申込書を提出してください。
- 5 財産形成年金貯蓄又は財産形成住宅貯蓄を解約する場合には、財産形成非課税（年金・住宅）貯蓄廃止申告書にも記入してください。

（なお貸付信託の場合、設定日（2又は8月20日）から1年未経過のものは解約できません。）
- 6 5の場合、廃止申告書の表題の「年金」、「住宅」のいずれか一方を選択し、表題及び申告文中の不要な字句を二重線で抹消してください。
- 7 勤務先、住所等については、既に提出した財産形成貯蓄等申込書、財産形成貯蓄等変更申込書等を参照して同じ内容を記入してください。なお、変更があった事項について未だ財産形成貯蓄等変更申込書等を提出していないときは、当該変更申込書等を提出のうえ、請求書を提出してください。
- 8 お届印を紛失された場合は、所属省庁又は金融機関等の担当者にお問い合わせください。
- 9 この請求書は、所属省庁を経由して提出してください。なお、緊急を要する場合は、所属省庁の担当者にご相談ください。
- 10 この請求書のほか、金融機関等で別に定める書類等を提出していただくことがありますので、ご了承ください。

（ゆうちょ銀行の払出し請求の場合は、財産形成（年金・住宅）定額貯金証書保管証（一般財産形成貯蓄の場合は財産形成定額貯金証書を含む。）の提出が必要となります。また、金銭信託・貸付信託を解約する場合には、財産形成貯蓄取引証の提出が必要です。）
- 11 上記のほか、ご不明な点については所属省庁又は金融機関等の担当者にお尋ねください。